

地域未来投資促進法施行に伴う規制の特例措置等による緑地面積率の緩和について

○規制の特例措置等による緑地面積率の緩和について

市では、産業を振興する立場から、市内の工場の流出を防止、再投資をしやすくする環境を整備することが重要であり、基本計画における重点促進地域において企業誘致を積極的に推進したいと考えております。

地域未来投資促進法では、特例措置として基本計画のなかで工場立地特例対象区域を設定している場合、緑地面積率の緩和が可能となっていることから、緩和に向けて検討を行います。

○緑地面積率緩和に向けた経緯と今後について

1. 企業誘致に関する各種助成制度

根拠法令	企業立地促進法	北海道産業振興条例	恵庭市企業立地促進条例
所 管	国	北海道	恵庭市
支援措置	税制優遇等	投資額に対する補助等	固定資産税、雇用補助

↓（改正）

地域未来投資促進法

2. 地域未来投資促進法の概要

（1）法の趣旨

地域未来投資促進法は従来の企業立地促進法の改正法として平成29年7月31日に施行され、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、成長性の高い分野で事業を展開する事業者を支援することにより、地域経済の活性化を図るものです。道及び市町村は、国の基本方針に基づき、共同で基本計画を策定し、国の同意を受けます。事業者は、同意された基本計画に基づき策定する「地域経済牽引事業計画」を策定し道の承認を得られた場合、各種支援措置等を受けられます。

また、重点促進区域内に工場立地特例対象区域を指定した場合は、市は条例により緑地面積率等を国の定める基準の範囲内で設定することができます。



（2）市における基本計画の概要（北海道恵庭市基本計画：平成29年12月22日同意）

恵庭市は抜群の交通アクセスと豊かな労働力、安定した気候から物流関連産業が集積する特性を生かし、物流コストの削減や農商工連携等による付加価値の向上から、一層の成長が見込まれる物流関連・食料品製造・ものづくり関連分野を重点的に支援するほか、恵庭市の「花」の資源を活用した各観光分野の新規事業創出を支援することで地域経済の稼ぐ力の増加を目指し雇用の拡大につなげていきます。

(3) 地域牽引計画を策定した事業者が受けられる支援内容と規制の特例措置等

- ①予算による支援措置 (研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援等)
- ②税制による支援措置 (先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置等)
- ③金融による支援措置 (政府系金融機関による金融支援等)
- ④情報に関する支援措置 (地域経済分析システム等を活用)
- ⑤規制の特例措置等 (緑地面積率の緩和等) ※基本計画で定める工場立地特例対象区域が該当

(4) 基本計画策定に伴い道・市ができる制度・事業環境の整備内容

- ①不動産取得税、固定資産税の免除措置の一部改正
- ②工場立地法に基づく緑地率の緩和
- ③既存の支援制度の活用促進等

3. 市が検討している制度等

(1) 税制による支援措置(条例改正)について

平成29年7月の地域未来投資促進法の施行に伴い、市議会第1回定例会において「恵庭市企業立地等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」を「恵庭市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」とする改正案を提案したいと考えています。(平成30年4月1日施行予定)

(2) 規制の特例措置等による緑地面積率の緩和について

①工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように定められた法律で、一定規模以上の工場(特定工場～業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者で敷地面積9,000㎡以上、または建築面積3,000㎡以上)を新設または変更する場合は、市町村へ事前に届出ることが事業者に対して義務付けられ、環境施設面積としては25%以上を確保し、そのうち20%以上の緑地面積を確保することとなっています。

※「緑地」とは、芝生、樹木、花壇などで緑化した土地をいう。

※「環境施設」とは、噴水、池、運動場、屋内施設などで、緑地も「環境施設」に含まれる。

②現行基準と国の基準

区分	現行	地域未来投資促進法に係る国の定める基準範囲	
適用区域	工業・工専・準工	工業・工専	準工
環境施設面積率	25%以上	10%以上～ 25%未満	15%以上～ 25%未満
うち緑地面積率	20%以上	5%以上～ 20%未満	10%以上～ 20%未満
うち周辺環境施設	15%以上(環境施設が15%未満の場合は全てを周辺に配置)		

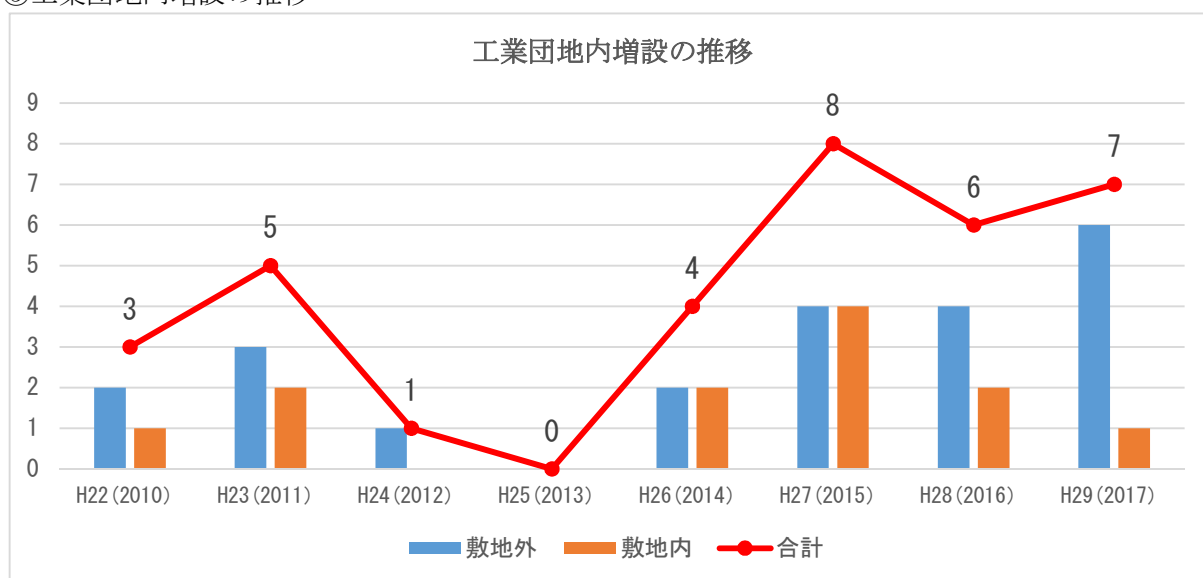
③市内工場立地法の対象事業者の緑地等割合

項 目	事業者数	割合	備 考
対象事業者	37社	100%	30%未満の事業者 が約6割を占め、敷 地内増設が難しい状 況
環境施設のうち緑地40%以上	5社	14%	
環境施設のうち緑地30%以上～40%未満	6社	15%	
環境施設のうち緑地25%以上～30%未満	21社	57%	
その他	5社	14%	

④緑地面積率の緩和をしている他市の状況

該当市名	工業・工業専用		準工業地域	
	環境施設面積率	うち緑地面積率	環境施設面積率	うち緑地面積率
函館市	10%以上	5%以上	15%以上	10%以上
釧路市	10%以上	5%以上	15%以上	10%以上
紋別市	10%以上	5%以上	15%以上	10%以上
北斗市	10%以上	5%以上	15%以上	10%以上
江別市	15%以上	10%以上	15%以上	10%以上

⑤工業団地内増設の推移



⑥これまでの経緯

- ・平成24年から北海道から恵庭市に工場立地法について権限移譲
- ・平成24年以降に現地訪問調査（緑地届出の現地確認）
- ・平成26年より増設が増加傾向
- ・平成28年アンケート調査（119社中86社が将来増設する場合、緑地環境の規制緩和を重視）
- ・平成29年7月31日に地域未来投資促進法施行
- ・平成29年12月22日北海道恵庭市の基本計画同意